

## 訪問看護及び介護予防訪問看護重要事項説明書

### (1) 開設者及び事業所の名称等

開設者の名称	社会福祉法人 <sup>思</sup> 財団 <sup>財</sup> 済生会支部愛媛県済生会			
事業所の名称	済生会西条訪問看護ステーション			
所在地	西条市新田 109 番地 1			
連絡先	電話	(0897)55-5125	FAX	(0897)55-0340
指定事業所番号	3860691710			
指定年月日	平成 27 年 2 月 1 日			
通常の実施地域	西条市全域・新居浜市全域			

### (2) 事業の目的と運営方針

事業の目的	要支援状態又は要介護状態にある高齢者等に対し、適切な訪問看護及び介護予防訪問看護サービスを提供することを目的とします。
運営方針	<ul style="list-style-type: none"> <li>・事業所の訪問看護師等は、要支援者・要介護者の心身の特性を踏まえて、その有する能力に応じて、自立した日常生活を営むことができるよう看護、リハビリ等を主体とした生活全般にわたる援助を行います。</li> <li>・関係行政機関、地域の保健・医療・福祉サービスとの連携を図り、総合的なサービスの提供に努めます。</li> </ul>

### (3) 職員体制

職名・職種	人数	業務の内容
管理者・保健師	1 名	事業所、訪問看護業務の管理全般、総括、実際業務
保健師・看護師・准看護師	常勤換算 2.5 名以上 (管理者含む)	訪問看護の実際業務
理学療法士等	1 名以上	訪問看護(リハビリテーション)の実際業務
その他の職員	1 名以上	給付請求及び事務全般に関する業務

### (4) 営業時間

営業日	月曜日から金曜日	8 時 30 分から 17 時まで	但し、電話等により、24 時間常時連絡が可能な体制とします。 (緊急時訪問看護加算の契約が必要)
	土曜日(第 1、第 3 に限る)	8 時 30 分から 12 時 30 分	
休業日	土曜日(第 1、第 3 の午前を除く)、日曜日、国民の祝日(振り替え休日を含む)、8 月 16 日(盆休み)、10 月 15 日午後、10 月 16 日(地方祭)、12 月 29 日午後、12 月 30 日から翌年 1 月 3 日まで(年末年始)		

(5) (介護予防)訪問看護の内容

1. 療養生活の相談・支援	5. リハビリテーション	9. 認知症の人の看護
2. 病状や健康状態の管理と看護	6. 家族の相談と支援	10. 終末期の看護・ケア
3. 医療処置・治療上の看護	7. 住まいの療養環境の調整と支援	11. 在宅移行支援 等
4. 苦痛の緩和と看護	8. 地域の社会資源の活用	

(6) 利用料、その他の費用について

- ① 訪問看護及び介護予防訪問看護サービスが介護保険の適用を受ける場合、原則として介護保険負担割合証に記載された利用者負担割合に応じた利用料金をお支払いいただきます。(別紙料金表をご参照ください)  
但し、介護保険法令に基づいて、保険給付の償還払いをご希望の方は、お申し出ください。
- ② 提供される訪問看護及び介護予防訪問看護サービスが、介護保険の適用を受けない部分については、利用料全額をお支払いいただきます。
- ③ 交通費は、通常の実施地域を超えた場合、1 kmにつき 20 円相当とし、それに消費税額を加算した金額を実費として徴収します。
- ④ その他日常生活上必要な物品やガーゼ等は実費購入が必要となります。  
※訪問看護師がケア時に使用するゴム手袋や紙おむつ等の準備をお願いいたします。
- ⑤ お亡くなりになられた際の処置をご希望された場合には、処置料として、10,000 円に消費税額を加算した金額が実費となります。

(7) キャンセル料

訪問看護及び介護予防訪問看護サービスをキャンセルされた場合、以下の通りのキャンセル料をいただきます。

前日もしくは当日の訪問時間前連絡 : 無料  
連絡なしでの当日キャンセル : 利用料全額分

(8) 緊急時の対応

訪問看護及び介護予防訪問看護サービスを提供中に利用者の病状に急変や、緊急事態が生じた場合は、必要に応じて臨機応変の手当てを行うとともに、速やかに家族に連絡し、管理者、主治医に報告します。

主治医	主治医氏名	
	連絡先	
家族	氏名	
	連絡先	

(9) サービス提供に関する相談及び苦情対応

サービス提供に関する相談、苦情及び要望等がありましたら、下記窓口に応し出てください。

① 事業所窓口担当職員・第三者委員

管理者:田頭 三枝子 電話 : (0897)55-5125 FAX : (0897)55-0340	受付時間 午前 8 時 30 分から午後 5 時まで ※ 第三者委員の設置:有
---	---

② その他の窓口

西条市役所 長寿介護課 西条市明屋敷 146 番地 (0897)56-5151(代) 受付時間 午前 8 時 30 分から午後 5 時 15 分まで	新居浜市役所 介護福祉課 新居浜市一宮町 1 丁目 5 番 1 号 (0897)65-1241(代) 受付時間 午前 8 時 30 分から午後 5 時 15 分まで	愛媛県国民健康保険団体連合会 松山市高岡町 101-1 (089)968-8800(代) 受付時間 午前 8 時 30 分から午後 5 時 15 分まで
--	--	--

(10) 事故発生時の対応

訪問看護及び介護予防訪問看護サービス提供により、事故が発生した場合は人命を最優先とし、迅速・適切な対応を行います。また、その旨を利用者の家族、関係機関に連絡を行うとともに、その事故の原因を調べ、再発を防ぐための措置を講じます。

(11) 秘密保持と個人情報保護に関して

- ① 事業者及び事業者の職員は、業務上知り得た利用者及び家族に関する秘密を正当な理由なく第三者に漏らしません。この秘密保持の義務は、契約が終了した後も継続します。
- ② 利用者及び利用者の家族の個人情報をサービス担当者会議等において用いる場合は、事前に同意を得るものとします。

個人情報に関する利用目的

<p>(1) 訪問看護ステーション内部での利用</p> <ol style="list-style-type: none"><li>① 利用者に提供する(介護予防)訪問看護サービス(計画・報告・連絡・相談等)</li><li>② 医療保険、介護保険の請求事務</li><li>③ (介護予防)訪問看護サービスの利用者に係る事務所等の管理運営業務 ア、会計・経理の事務 イ、事故等の報告、連絡、相談 ウ、利用者への看護サービスの質の向上(ケア会議、研修、研究等)</li></ol> <p>(2) 他の事業所等への情報提供</p> <ol style="list-style-type: none"><li>① 事業所が利用者に提供する(介護予防)訪問看護サービスのうち ア、主治医の所属する医療機関、連携医療機関、関係行政機関、利用者に居宅サービスを提供するほかの事業者や居宅介護支援事業者等との連携(サービス担当者会議等)、照会への回答 イ、家族介護者への心身の状況説明 ウ、生活保護法による介護扶助、医療扶助の申請、受給に関して必要な場合</li><li>② 医療保険、介護保険の事務のうち ア、審査支払機関へのレセプト提出</li></ol>
--

- イ、審査支払機関又は保険者からの照会への回答
  - ウ、損害賠償保険等に係る保険会社等への相談又は届出等
- (3) その他の利用
- ① 事業所内部での利用の場合
    - ア、(介護予防)訪問看護サービスや業務の維持・改善のための基礎資料
    - イ、学生実習への協力
    - ウ、事業所内において行われる症例研究
  - ② 他の事業所への情報提供を伴う場合
    - ア、外部監査機関への情報提供
    - イ、関係法令等に基づく行政機関への報告等
    - ウ、地域包括支援センター等との連携により、心身の健康の保持及び生活の安定のために必要な援助を行う場合

(12) 虐待防止について

- ① 事業所は虐待の発生又はその再発を防止するため、以下の措置を講じます。
  - (1)虐待防止のための対策を検討する委員会(テレビ電話可等活用可能)を定期的で開催するとともにその結果について、従業者に十分周知します。
  - (2)虐待防止のための指針を整備します。
  - (3)従業者に対し、虐待防止のための研修を定期的で開催します。
  - (4)前第三号に掲げる措置を適切に実施するための担当者を置きます
- ② 前項第一号に規定する委員会は、テレビ電話装置等を活用して行うことができるものとします。
- ③ 虐待防止責任者:管理者 田頭三枝子 電話 0897-55-5125  
(受付時間:平日午前 8 時 30~午後 5 時)

(13) 社会情勢及び天災

- ① 社会情勢の急激な変化、地震、風水害などの著しい社会秩序の混乱等により、事業所の義務の履行が難しい場合は、日程、時間を調整させていただく場合があります。
- ② 社会情勢の急激な変化、地震、風水害などの著しい社会秩序の混乱等により、事業所の義務の履行が遅延、もしくは不能になった場合、それによる損害賠償責任を事業所は追わないものといたします。

(14) その他

訪問時間は設定されますが、利用者の状態悪化、交通事情により多少訪問時間がずれることがありますので、ご了承ください。

平成 31 年 4 月 1 日 改定  
令和 5 年 4 月 1 日 改定  
令和 6 年 6 月 1 日 改定

年 月 日

当事業所は(介護予防)訪問看護の提供開始にあたり、利用者に対して本書面に基づいて上記重要事項を説明しました。

開設者 社会福祉法人<sup>恩賜財団</sup>済生会支部 愛媛県済生会

サービス事業所 住 所 西条市新田 109 番地 1  
名 称 済生会西条訪問看護ステーション

管理者 田頭 三枝子 印

私は、サービス内容・重要項目について、本説明書より説明を受け、個人情報使用に関することも含め同意します。

利用者 住所 \_\_\_\_\_

氏名 \_\_\_\_\_ 印

利用者家族代表 住所 \_\_\_\_\_

氏名 \_\_\_\_\_ 印

( 続柄 )



訪問看護料金表(介護保険)

令和6年6月

	サービス内容		単位数	利用者負担額		
				1割	2割	3割
訪問看護費	☆介護予防訪問看護 I 1	20分未満	303	303 円	606 円	909 円
	☆介護予防訪問看護 I 2	30分未満	451	451 円	902 円	1,353 円
	☆介護予防訪問看護 I 3	30分以上60分未満	794	794 円	1,588 円	2,382 円
	☆介護予防訪問看護 I 4	60分以上90分未満	1,090	1,090 円	2,180 円	3,270 円
	☆介護予防訪問看護 I 5 理学療法士等による訪問の場合	1回(20分)	284	284 円	568 円	852 円
		2回(40分)	568	568 円	1,136 円	1,704 円
	訪問看護 I 1	20分未満	314	314 円	628 円	942 円
	訪問看護 I 2	30分未満	471	471 円	942 円	1,413 円
	訪問看護 I 3	30分以上60分未満	823	823 円	1,646 円	2,469 円
	訪問看護 I 4	60分以上90分未満	1,128	1,128 円	2,256 円	3,384 円
	訪問看護 I 5 理学療法士等による訪問の場合	1回(20分)	294	294 円	588 円	882 円
		2回(40分)	588	588 円	1,176 円	1,764 円
	☆1日に2回を超えて訪問看護 I 5を行う場合には、1回につき100分の90を乗じた単位数で算定します。 ☆早朝(午前6時～午前8時)・夜間(午後6時～午後10時)は25%増、深夜(午後10時～午前6時)は50%増 ☆准看護師の場合は基本料金の9割になります。					
加算	☆初回加算 I (退院日に訪問した場合)		350	350 円	700 円	1,050 円
	☆初回加算 II (退院日の翌日以降に訪問した場合)		300	300 円	600 円	900 円
	☆退院時共同指導加算		600	600 円	1,200 円	1,800 円
	看護・介護職員連携強化加算	(月1回)	250	250 円	500 円	750 円
	看護体制強化加算 I	(月1回)	550	550 円	1,100 円	1,650 円
	看護体制強化加算 II	(月1回)	200	200 円	400 円	600 円
	☆サービス提供体制強化加算 I	(1回につき)	6	6 円	12 円	18 円
	☆サービス提供体制強化加算 II	(1回につき)	3	3 円	6 円	9 円
	☆複数名訪問加算 看護師等2名(1回につき)	30分未満	254	254 円	508 円	762 円
		30分以上	402	402 円	804 円	1,206 円
	☆複数名訪問加算 看護師等と看護補助者による訪問(1回につき)	30分未満	201	201 円	402 円	603 円
		30分以上	317	317 円	634 円	951 円
	☆長時間訪問看護加算	(月1回)	300	300 円	600 円	900 円
	☆専門管理加算	(月1回)	250	250 円	500 円	750 円
	☆緊急時訪問看護加算 I	(月1回)	600	600 円	1,200 円	1,800 円
	☆特別管理加算 I	(月1回)	500	500 円	1,000 円	1,500 円
	☆特別管理加算 II	(月1回)	250	250 円	500 円	750 円
	☆ターミナルケア加算	(適応時)	2,500	2,500 円	5,000 円	7,500 円

☆ 介護予防訪問看護の利用者は「☆」マークの金額になります。※長時間訪問加算は特別管理加算の対象者のみ。

介護保険対象外の費用

その他	交通費	通常の実施地域以外にサービスを提供する場合、実施地域を超えた距離1kmにつき22円(税込)に相当する交通費の実費を徴収します。
	エンゼルケア	ご希望により、永眠時の処置を行った場合 <b>11,000 円 (税込)</b>
	日常生活用具、物品、材料費等	は実費とさせていただきます。